株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年五月二十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年四月二十三日

埼玉県深谷市西大沼二三〇番地一

株式会社中島半平商店

代表取締役　中島　卓也

合併につき株券等提出公告

当社は、カネコ種苗株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年六月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年四月二十三日

福岡市博多区博多駅南四丁目二番一〇号

株式会社ベルデ九州

代表取締役　金子　邦昭

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である藤田直介が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年四月二十三日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー四六階

ロッポンギ・ドメイン・エルエルシー

日本における代表者　藤田　直介

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である濱田眞樹人が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年四月二十三日

東京都中央区銀座六丁目一二番二号

ラポール・ビジネスサービシズ・インク

日本における代表者　濱田眞樹人

限定承認公告

本籍北海道札幌市東区北一六条東一丁目二八七番地、最後の住所北海道札幌市東区北二〇条東一丁目二―三〇五号

被相続人　亡　酒巻　紀雄

右被相続人は平成二十三年五月五日死亡し、その相続人は平成二十四年四月五日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

北海道小樽市銭函三丁目二三番地九

限定承認者　円城寺寿子

限定承認公告

本籍東京都足立区西綾瀬二丁目一六三四番地、最後の住所静岡県熱海市水口町一五番九号水口マンション二〇二

被相続人　亡　新堀　弘喜

右被相続人は平成二十四年二月十三日死亡し、その相続人は平成二十四年四月十三日静岡家庭裁判所熱海出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

千葉県山武郡大網白里町みずほ台三丁目二八番地二二　相続財産管理人　新堀　宣雄

取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので、公告します。

記

一、取得する取得条項付新株予約権　当社発行の第一回新株予約権、第二回新株予約権、第三回新株予約権及び第四回新株予約権のうち、行使条件を充たさなくなった者が有するもの（第一回新株予約権二十二個、第二回新株予約権十七個、第三回新株予約権十八個、第四回新株予約権九十八個）

二、取得の日　平成二十四年五月八日

平成二十四年四月二十三日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一九号

株式会社フィナンシャル・エージェンシー

代表取締役　齋藤　正秀

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十四年五月二十四日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

平成二十四年四月二十三日

シンガポール共和国＃〇二―〇〇ロビンソンロード八〇

イチ・インベストメント・ピーティー・リミテッド

マネージング・ディレクター　大和田吾郎

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十四年五月十日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告致します。

一、各優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金の額のうち、特定資産の売却又は消費税の還付等により生じた余裕金相当額を本計画に係る業務の終了前に償還し、又は本特定目的会社が利用可能な資金をもって優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるため（以下、特定資産の売却若しくは消費税の還付その他本特定目的会社が利用可能な余裕金を総称して「現金余裕金」という。）。

二、各優先資本金の額の減少をする要件

優先資本金の額の減少額は、本特定目的会社の現金余裕金の範囲内で、(i)特定資産を売却した場合には、その簿価から当該事業年度中に期限前償還すべき特定社債の額及び期限前弁済すべき特定目的借入金の額を控除した額、(ii)確定申告により還付を受けることのできる消費税等の額、及び(iii)その他本特定目的会社が利用可能な余剰現金の合計額を上限とする五万円の整数倍で取締役が相当と判断する額とする。

三、各優先資本金の額の減少をする時期

現金余裕金が生じた場合で取締役が適当と認める時期に行う。

四、減少する各優先資本金の額

金十億六千七百八十万円

五、各優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数

当社は一種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少において消却する対象となる。

優先資本金の額の減少において消却する優先出資の口数は二万一千三百五十六口である。

六、各優先出資の消却の方法

任意買入消却とする。即ち、取締役が決定する優先資本金の額の減少額を、買入れを希望する優先出資社員の中から優先出資一口につき金五万円で任意買入消却する。希望者多数の場合には、出資比率に応じて決定する。

七、各優先資本金の額の減少において消却に要する金額

金十億六千七百八十万円

八、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

当社が発行している優先出資の種類は一種類であり、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少の対象となる。

平成二十四年四月二十三日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

二番町インベストメント特定目的会社

取締役　飯森　賢二

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金六千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000256/1gkv/

平成二十四年四月二十三日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ジャパン・アセット・シックス・ホールディング特定目的会社

取締役　長縄　順一

資産流動化計画変更に関する公告

このたび、住友信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社が合併し、三井住友信託銀行株式会社となったことに伴い、当社の信託の受託者及び特定社債管理者が「三井住友信託銀行株式会社」となりました。

これに伴い、当社は平成二十四年四月十三日付で、資産の流動化に関する法律第百五十一条第三項第一号及び資産の流動化に関する法律施行規則第七十九条第一項第一号の規定に基づき資産流動化計画を変更しましたので、公告いたします。

平成二十四年四月二十三日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

ＳＭＢＣ第１２回ＲＭＢＳ特定目的会社

取締役　内山**隆**太郎